

議案第 13 号

日出町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日出町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

2 この条例において「保有個人情報」とは、法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。

3 前 2 項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

(条例で定める開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、日出町情報公開条例（平成12年日出町条例第24号）第7条第2号エに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る部分とする。ただし、当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は法第78条第1項第1号若しくは第3号から第7号までに該当する場合にあっては、この限りでない。

（開示決定等の期限に関する特例）

第4条 町の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「日出町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年日出町条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、徴収しない。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付等（同項に規定する方法（閲覧を除く。）による保有個人情報の開示をいう。）を受ける者は、当該写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。

（口頭による保有個人情報の開示請求）

第6条 町の機関は、保有個人情報（本人に開示することによって、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるものを除く。）のうち町の機関があらかじめ定めた口頭により開示請求できる保有個人情報について、本人から口頭により開示請求があった場合においては、法第77条第1項の規定にかかわらず、当該保有個人情報を開示することができる。

2 前項の規定による開示請求をする者は、法第77条第2項の規定にかかわらず、町の機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る保有個人

情報の本人であることを証明するために必要な書類を提示しなければならない。

- 3 町の機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、町の機関が定める方法により直ちに開示するものとする。

(審査会への諮問)

第7条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の条例で定める機関は、日出町行政不服審査会条例（平成28年日出町条例第1号）第1条の規定にかかわらず、日出町情報公開条例第17条第1項に規定する日出町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。

- 2 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、審査会が定める書類を添えてしなければならない。

- 3 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 町の機関における個人情報の取扱いに関する具体的な運用方法を定めようとする場合

(4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(日出町個人情報保護条例の廃止)

- 2 日出町個人情報保護条例（平成15年日出町条例第17号）は、廃止する。

(日出町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の日出町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条又は第11条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務（旧条例第11条第4項において準用する同条第3項の規定の適用を受ける指定管理者の行う業務を含む。）に従事していた者

- 4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第22条第2項及び第25条第2項において準用する場合を含む。）、第22条第1項又は第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日出町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

9 日出町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年日出町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第7号中「日出町個人情報保護条例(平成15年日出町条例第17号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

理 由

令和5年4月1日に施行される改正個人情報の保護に関する法律に合わせ、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めたいので提出する。